

# 議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

## 招 集

令和元年11月26日(火) 午前10時 議会委員会室

## 出席委員(8人)

(委員長) 田 村 謙 介 (副委員長) 前 原 茂  
伊 藤 ひろえ 岡 田 啓 介 岡 村 英 治 尾 沢 三 夫  
国 頭 靖 西 川 章 三

## 欠席委員(0人)

## 議長及び副議長

渡辺議長 岩崎副議長

## 説明のため出席した者

伊木市長 伊澤副市長

【総務部】辻部長

【財政課】下関課長 足立総括主計員 岩永主任

【秘書広報課】土井課長

## 出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 森井議事調査担当局長補佐

## 傍聴者

石橋議員 稲田議員 今城議員 奥岩議員 門脇議員 戸田議員 又野議員 三鴨議員  
矢田貝議員

報道機関 0社 一般 1名

## 協議事件

- 1 12月定例会提出議案について
- 2 12月定例会の日程について
- 3 12月定例会における各個質問人数の割り振り(案)について
- 4 議会運営委員会の懸案事項について
- 5 次回議会運営委員会の開催について

~~~~~

## 午前9時58分 開会

○**田村委員長** ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

それでは、本日の協議事件1番、12月定例会提出議案についてを御説明お願いいたします。

辻総務部長。

○**辻総務部長** 市議会12月定例会の提出議案につきましては、条例が9件、単行議案が1件、補正予算が6件、報告が5件の計21件を上程する予定としております。なお、議案の概要につきましては、午後に開催されます全員協議会において御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○**田村委員長** ありがとうございます。委員の皆様、何かございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**田村委員長** では、よろしく願いをいたします。

続きまして、協議事件2番、3番、一括で御説明をお願いいたします。

事務局長。

○**先灘議会事務局長** 各個質問の通告が11月27日でございます。資料5をあわせてごらんいただきたいと思いますが、各個質問の通告が11月27日水曜日午前9時からの受付で、締め切りが29日金曜日の正午です。29日の金曜日は意見書の提出、それから報告の質疑の通告期限が同じ日の正午までとなっております。先議案件はございません。

あと、12月定例会の各個質問の人数の割り振りでございますけれども、4日間ございますが、5、6、10日、いずれも6人ずつ、最後の11日が残りの人数というところになります。

以上確認をお願いいたします。

○**田村委員長** はい、ありがとうございます。

ただいま事務局より12月定例会の日程について、そして、12月定例会における各個質問人数の割り振り（案）についての御説明がありました。委員の皆様から質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**田村委員長** じゃあ、御確認いただいたということで、よろしく願いをいたします。

それでは、協議事件5番を先にさせていただきたいと思います。

次回議会運営委員会の開催についてでございますが、次回の議会運営委員会は12月3日火曜日午前9時20分から開催したいと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**田村委員長** よろしく願いいたします。

執行部の皆様ここで御退席いただいて…。

議会運営委員会を続行いたします。

協議事件4番、議会運営委員会の懸案事項についてを議題といたします。

事務局より御説明をお願いいたします。

長谷川次長。お願いいたします。

○**長谷川議会事務局長** そうしましたら、まず親子傍聴席のことについてお話しします。

先日工事が終わりました、11月の20日に工事が完了しております。やりましたことは、床のフロアにじゅうたん調のものを張りました。それから、前後の壁に壁紙を張っております。それから、従来使っております録音用の機材がありますので、これがつまみのものがむき出しになってましたものですから、それをカバーするプレート等を設置しております。それから、一つですね、リアルタイムに議場内の音声が聞こえるようにということで、スピーカーを1つ追加して設置しております。それから、内部にもちょっと段々があるものですから、そのところに手すりを1つ設置しております。それで、これからの使用方法につきましてですけれども、傍聴の手続につきましては、まず基本的にこちら傍聴規則の第4条の第1項にありますように、先着順とするということでございまして、現行、身障者用の傍聴席と同一の取り扱いということを考えておりまして、抽せん等を行わないという方針でやろうと思っております。定員ということも考えましたけれども、とりあえず今部屋の中に3人がけのベンチみたいなものが1つと、それとパイプ椅子が1つ、4つ

席、これは前面がガラス張りの窓になっているんですけど、そこから中が見える範囲で、4つぐらいというところで、4つしておりますけれども、子どもさんをお一人連れての方と、それから子どもさんをお二人連れての方、5人になっちゃったらどうするんだ、一人やめてくださいというわけにはなかなかないだろうということもありまして、それにつきましては、適宜、パイプ椅子を追加する等してですね、柔軟な対応をしていこうと思っております。最大、入室して8名ぐらいまではぎりぎりいけるかなと考えております。状況を見ながら、対応していこうと思っております。

傍聴席につきましては、事務局のほうでお部屋までは一応御案内をしようと思えますし、入り口から上の旧モニター室、かなり急な階段になっておりますので、その辺お気をつけくださいということも御案内しながら、御案内したいと思っております。

それから、おむつ交換とか授乳ということも当初ありましたけれども、こちらにつきましては、どなたが入ってくるかわからないということもありますので、1階の子育て支援課の横の設置型授乳室のほうを御使用くださいというアナウンスをさせていただこうかと考えております。それから、最初、靴を脱いで入っていただくかというようなことも考えておりましたけれども、ちょうど階段の降り口のところで脱いでっていうようなことも考えましたので、一応今、土足禁止とせずに、そのまま入っていただくかと考えております。それから、ベビーカーを持ち込みたいというような御希望があれば、こちらにつきましては、要するにベビーカーを持って入って、自分の席の横で子どもさんをずっと抱っこして、お母さんおられるというのなかなか大変だろうということもありましたので、ベビーカーに座れたままにできるようにということの申し出があれば、それは対応していこうかと考えております。

それから、傍聴券につきましては、今のような首掛け式にしますと、お子さんが引っ張ったりというようなこともあろうかと考えておりますので、宛名シールで便宜的なものをつくりまして、服に張っていただくような形で傍聴券を考えております。

広報でございますけれども、広報につきましては、ちょっと遅くなりますけれども、広報よなご1月号に掲載するようなことで原稿を提出しております。それから、市議会のホームページ、こちらに掲載しようと思っております。それから市議会議員の方と、それから報道機関には情報提供をしていこうと思っております。

前後しましたけれども、一応この12月定例会から供用開始ということを考えております。それに間に合うように、少なくともホームページと報道機関に情報提供してPRをしていただくということだと思います。

それから、今後注意喚起、使うときに、子どもさんのことについては、親御さんにちゃんと見ていただくということで、なかなか事務局がずっとあそこについておるとということにはならないと考えておりますので、そういったことを、足元にお気をつけくださいとかお子様の安全確認をお願いしますとか、そういったことを必要に応じて、注意喚起の案内板は設置していこうと考えております。

それから、お部屋のほうの案内板も部屋の入口のほうには既に親子傍聴席というようなことを書いて、モニター室と書いてあった、部屋の入り口の上のところをつけかえておりますし、案内板は設置していこうと思っております。

以上でございます。

**○田村委員長** 懸案事項について、(1)番、親子傍聴席について、ただいま事務局より

御説明をいただきました。じゅうたん、壁のほうについては新しく新調、音響機器のプレート設置、そしてスピーカー、手すり等の設置ということでございました。また、入場に関しては先着順ということですが、基本4人がけということですが、最大8人まで臨機応変に対応いただくということと、授乳室は1階を御利用いただく、靴のまま入っていただくということ、ベビーカーの持ち込みは可と、広報等については1月号でやっていくということと、ホームページで、12月定例会から運用開始というような内容でございました。

委員の皆様、既に御了解いただいている内容ではございますが、この説明について何か御意見等ありますでしょうか。

前原委員。

**○前原委員** 親子傍聴なんで、小さい子どもさんとか赤ちゃんが来ると思うんですが、ノロウィルスのキットみたいのがないと、用意しとかんといけんのかなと。吐いた場合の吐瀉物の処理、次亜塩素酸のものなんかを用意しとかないといけないんですけども、それはありますか。用意してある。

**○田村委員長** 事務局長。

**○先灘議会事務局長** 準備しておりませんので、用意いたします。手袋等も含めてということになるかと思いますので、準備します。

**○田村委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

ありがとうございます。これについては、皆さん御了解いただいたということで、御確認ください。

続きまして、(2)陳情の取り扱いについて、引き続きお願いいたします。

事務局お願いします。

**○長谷川議会事務局次長** それでは、続きまして、2つ目、陳情の取り扱いについてでございますけれども、これにつきましては、先の10月2日の議運のときに、お諮りいたしまして、いろいろ御意見いただいたんですけども、陳情の取り扱いの中でも、特に参考人招致をしまして、参考人が来られたときに、陳情理由等を説明されるわけなんですけれども、そのあとに賛同議員がさらに賛同理由を申し述べるということで、同じ内容のことをお話しされるというようなことで、現行のやり方についての見直しをするかどうかというようなことだったと思います。

それでもう一つは、市外からの陳情をこれまで市外も市内もかわらず、全てとりあえず受けつけまして、皆さんにお配りして、賛同議員がついたものについて議題にしておるんですけども、市外からの陳情を議題として扱うことについて、現行どおりとするかどうかということ、この2つに対して、持ち帰りということになっておりました。

こちらについて、御協議いただきたいと思えます。

**○田村委員長** ありがとうございます。先ほど事務局からございました陳情の取り扱いについてでございます。先ほどもございましたが、10月2日の議運で各会派持ち帰りという案件にさせていただいております。陳情について参考人が来られた場合、賛同議員も同じような内容をまた繰り返しお話をされるということについての可否、それと市外からの陳情について、現行どおりでいいのかどうか、これについて御意見を各会派ごとにお伺いをしたいと思います。

よなごさんからいいですか。国頭委員。

**○国頭委員** 陳情理由を賛同者も述べるということ、前議会の、4年前くらいの議運で決めたと思うんですけど…。陳情者が来ない場合には賛同者がやるということでもいいと思うんですけどね。これって、陳情者がいない場合は、ダブるってということですけど、簡素にすればいいと思うんですけどね。陳情者がもし来ない場合、急遽、誰も話さず取りかかるということにもなりますし、そういう面では私は別にダブったとしても、その賛同した人の意見というのにも必要じゃないかなと思ってますんで、陳情者だけではなくて、そう思います。それから、市外は受け付けないという話なんですけど、これは市外で地球防衛軍みたいな、前にこれを決めたときも、地球防衛軍みたいな陳情があったときに、賛同者がつかなければ、それは上がらないので、という形で決めたはずですので、今議会改革をやっている中で、私は町村はあれかもしれませんが、市の、ちょっと大きい町は、だいたい市外問わず、全国から受けてる状況ですので、逆に私は狭めるということは議会改革と逆行するんじゃないかなと思ってますんで、今と同じ形でいいんじゃないかなと思ってます。ちょっとこのことが上がるのがどうかなと思ってますけど。

**○田村委員長** 西川委員。

**○西川委員** 先ほど国頭くんが言ったとおりに、この賛同議員を含めて、参考人、そりゃそれぞれ言い方悪いですけども、同じような中身っていうのはそれは当たり前話であって、しかし、視点はやっぱり違ってますよ。しっかりやっぱり酌み取るっていうのも議員の務めだと思ってますし、先ほど言った市内市外の問題、その程度のこと、この市内だけの話も狭めた、そんなレベルの米子市なのかということも問題がある、そういう考え方自体が。以上です。

**○田村委員長** わかりました。

岡村委員。

**○岡村委員** 参考人を含めた陳情の取り扱いという形でのことなんですけど、賛同議員は賛同理由を述べるということになっているわけで、参考人がどういうふうな話でされるかっていうこともありますけども、それとスムーズな委員会運営ということを踏まえながら、それでも賛同理由をきちっと述べていくということがやっぱり賛同した議員としての役割だというふうに思っています。それから、市外からの陳情ということについてはですけども、さまざまないろんな陳情っていうのが出てきて、それについてこれはどうも取り上げるのにふさわしくないっていうのは賛同者がつかないわけですから、そういった点で市外からでもやっぱり全県にわたるいろんな団体だとか、そういうものとかの陳情が寄せられるということも考えられますので、これまでどおりという形でいいんじゃないかなと思います。

**○田村委員長** わかりました。

それでは信風さん、伊藤委員。

**○伊藤委員** 私たちのほうも同様でして、賛同議員の発言に対しては、特に参考人がいる場合は、スムーズな運営のためにも、賛同理由のみにするべきだと思っております。賛同趣旨を、同様なものを長々とというようなことではなくて、やはり賛同理由のみにするべきと思っております。

市外からの陳情ですけれども、やっぱりなじまないものは賛同されず、議題にも上がらないということなので、現行どおりでいいと思っております。以上です。

**○田村委員長** ありがとうございます。

尾沢委員。

**○尾沢委員** 蒼生会のほうも従来どおりで進行をお願いというふうに考えておりますが、1点目の参考人招致、賛同議員の関係も従来どおり、市外からの陳情についても従来どおりということをお願いしたいと思います。

**○田村委員長** わかりました。

じゃあ政英会さん、岡田委員。

**○岡田委員** うちのほうは、まずは参考人のところですけども、本来は陳情者がお話になって、賛同者がつくから議題としてきちっと上がるということなんですけれども、基本的には陳情者の方がお話になる。参考人の方、いわゆる陳情者が来られない場合には、同意した賛同議員が説明するという形の方がいいんじゃないかなという話にはなりました。ただ、今意見をいろいろ聞いてますと、賛同議員のほうの説明をするにしても簡素化といいますか、陳情者が述べられたことと重複することがあまりないように、その辺は配慮してということではありましたけれども、そのあたりは同じことが、同じように発言されるということじゃなくて、陳情者が言われたことを基本的には取ればいいのかという形を考えております。あと、市外からというのは、ここは基本的には米子市議会なんで、基本的には米子市民の負託に応えた議会という形であれば、当然ですけど、米子市内からのものに対して対応していくというのが大原則なんだろうと思いますんで、賛同者が見つからないということではありますけれども、そのあたりはもう一度賛同議員の方にもいろいろ考えていただくということを話をさせていただいて、基本的には本来だと米子の方からの陳情というのが大原則なのかなという気がしております。以上です。

**○田村委員長** わかりました。

じゃあ公明党、前原委員。

**○前原委員** 私たちの会派のほうでは、まず陳情者、参考人の説明があった場合に関しては、賛同議員の発言というのは、今までの流れからいうと、かなり複数の方がつかれて、長々と話をされるという経過がありますので、できれば陳情者、参考人がある場合は説明がいらぬのではないかと、参考人のみの説明でいいんじゃないかという声がありました。次に、市外からの陳情について議題として扱うかということですが、基本的にはやっぱり市内の市民の声を聞くというのが、もともと我々の務めであると思いますので、陳情配付にとどめて議題としては取り扱わないほうがいいんじゃないかという声がありましたので、そういう結論でございます。

**○田村委員長** わかりました。ありがとうございます。

各会派の御意見全て出そろいましたが、概ね陳情の取り扱いについては、参考人が来られた場合の賛同議員の発言、そして市外からの陳情については、数の上では今まででいいんじゃないかということでございます。

この内容につきましては、議会運営委員会において、多数決をとるということはない案件でございますので、これにつきましては、各会派の御意見をいただいたということで、これまでどおりということにしたいと考えております。

それで、今回問題になったのは、結局賛同議員の方が先ほども伊藤委員からありましたが、賛同理由のみ粛々と説明いただければいいところが、御自身の政治信条であるとか、そういったものをのっけて、いわゆるちょっと改変をして長くしゃべられる傾向があったということに関して疑問が上がったものというふうに解しております。これにつきましては、再度賛同者の賛同理由のみをお話しいただくということを、これは再度徹底したいと

思うんですが、委員の皆様どうお考えでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○田村委員長 よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○田村委員長 そのようにお願いをいたします。

では、これにつきましては、現行どおりということをお願いしたいと思います。

何かありますか。

○先灘議会事務局長 確認させてください。参考人の方が出席をして説明した場合は、賛同議員は賛同理由のみっていいですか、中心として述べていただくというのを今確認されたということでよろしいのでしょうか。

○田村委員長 はい、そうです。

(「よろしいですね。はい、わかりました。」と先灘議会事務局長)

○田村委員長 本日の議運の事件は全て終了しております。ほかに委員の皆様何かございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○田村委員長 議長何かありますか。

○渡辺議長 ありません。

○田村委員長 それでは、これをもちまして議会運営委員会を閉会といたします。

**午前10時22分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 田村謙介